

04 総務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	040010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成業務」の明確化	都道府県	香川県
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省
該当法令等	行政書士法第1条の3第2号
制度の現状	<p>◇行政書士法(昭和二十六年法律第四号)</p> <p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 略</p> <p>二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。</p> <p>三 略</p>

求める措置の具体的な内容
行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成業務」を行えることを有権解釈その他の方法で明確化する。
具体的な事業の実施内容・提案理由

行政書士は 2001 年以前から事件性の有無にかかわらず内容証明郵便作成業務を行っていた。「事件性がある法律事務であっても、依頼者の口授どおりに作成するような場合、あるいは依頼者が示した文面と全く同じに作成するよう依頼された場合は、行政書士の業務として処理できることはいうまでもない。」(地方自治制度研究会「改訂新版 詳解行政書士法」30 頁・2000 年)とある。

2001 年成立の改正行政書士法第 1 条の 3 第 2 号の「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」により、行政書士は代理人として内容証明郵便作成業務を行えるようになった。

2003 年成立の改正弁護士法第 72 条に「ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」とあり、「他の法律」に各士業法(行政書士法、司法書士法、弁理士法、税理士法)が該当し、各士業法との調整が行われ、各士業が各士業法に基づいて行なう活動は弁護士法第 72 条の規制の対象外になった。

ところが、行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成業務」を行うことができるのか、国民にはわかりにくいため、有権解釈その他の方法で明確化していただきたい。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	一	措置の内容	一
行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することなどを行政書士の業として定めているが、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでないとしている。				

当該提案の実現については弁護士法に関わるところであり、弁護士法に基づき判断されるべきものである。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

提案主体からの意見

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

—

「措置の内容」の見直し

—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

提案主体からの再意見

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

—

「措置の内容」の再見直し

—

04 総務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	040020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」の明確化		
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省
該当法令等	行政書士法第1条の3第2号
制度の現状	<p>◇行政書士法(昭和二十六年法律第四号)</p> <p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 略 二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。 三 略

求める措置の具体的な内容
行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」を、行政書士法に「行政書士は契約の締結の代理若しくは媒介を行い、若しくはこれらに関する相談に応じることを業とすることができる。」と規定する。
具体的な実施内容・提案理由
<p>国民が安心して行政書士に「紛争性のない契約締結代理業務」を依頼できるよう、行政書士法に「紛争性のない契約締結代理業務」を規定すべきである。</p> <p>平成13年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」について、総務省の有権解釈として、「直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行い得るとの意味を含むものであると解される。」(総務省行政課二瓶博昭「行政書士法の一部改正について」地方自治646号92頁・2001年)とある。</p> <p>行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」は弁護士法第72条の規制対象外である。</p> <p>法務省は、弁護士法第72条本文の「その他一般の法律事件」については事件性必要説を相当とし、契約関係事務に関し、通常の業務に伴う契約の締結に向けての通常の話し合いや法的問題点の検討は「事件性」なしと、弁護士法第72条の規制対象外としている(「グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係について」平成15年12月8日 法曹制度検討会 配布資料)。</p> <p>平成12年成立の改正弁理士法第4条第3項に弁理士の「紛争性のない契約代理業務」が規定されたが、特許庁の有権解釈として「紛争性のない契約代理業務については、特段の規制の必要性がない限り、営業の自由に属し、弁護士法第72条の規制対象外である。」(特許庁総務部総務課「改訂新版 条解弁理士法」73頁・2005年)とある。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	一	措置の内容	一
行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することなどを行政書士の業として定めているが、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでないとしている。				
当該提案の実現については弁護士法に関わるところであり、弁護士法に基づき判断されるべきものである。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	—	「措置の内容」の再見直し

04 総務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	040030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政書士への行政不服審査代理権の付与	都道府県	香川県
提案主体名	個人	提案事項管理番号	1025030

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省
該当法令等	行政書士法第1条の3第1号
制度の現状	<p>◇行政書士法(昭和二十六年法律第四号)</p> <p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。)に関する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に對してする行為(弁護士法昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。)について代理すること。</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p>

求める措置の具体的内容	
	行政書士へ行政不服審査代理権を付与する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>行政書士は「官公署提出書類作成・提出手続代理、行政手続法に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述手続代理」を行う行政手続の専門家であり、国民と行政との橋渡しの役割を担っている。</p> <p>ところが、行政不服申立てに関しては、不服申立書等作成は、現行法上、行政書士業務とされているが、手続代理は弁護士法第72条の規制により行うことができず、国民の権利擁護や利便性に問題が生じている現状は憂慮するべきものである。</p> <p>行政書士以外の隣接法律専門職種(司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士)は、その登用試験科目に行政手続法や行政不服審査法が出題されていないにもかかわらず、すでに一定の行政不服審査手続代理が認められている。</p> <p>一方、行政書士試験科目には行政手続法や行政不服審査法、行政事件訴訟法が出題されており、行政書士には行政不服審査手続代理を行う十分な法律知識・専門的能力が備わっているにもかかわらず、未だに行政書士に行政不服審査手続代理が認められていないのは甚だ遺憾なことである。</p> <p>申請から一貫して関与してきた事情に詳しい行政書士が、現行法上の不服申立書等作成にとどまらず、引き続いて行政不服審査手続代理を行うことで、行政不服審査制度の活用が促進され、国民の権利擁護や利便性の向上が図られることとなる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	一	措置の内容	一
「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)において、「行政書士の業務における実績等を注視し、行政不服審査における手続代理を認めることの必要性や国民の利便性の向上等を見極めつつ、行政不服審査に				

おける手続代理を的確に行うための専門能力の確保を図りつつ、関係機関とも連携を図り、行政書士への行政不服審査の代理権の付与について、検討することとされたところである。現在、行政不服審査法の改革など行政救済制度の在り方を検討するため、総務大臣と内閣府特命担当大臣(行政刷新)を共同座長とし、政務三役等及び有識者で構成する「行政救済制度検討チーム」が開催されており、代理人の範囲をさらに拡大すること等について検討がなされる予定である。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	—	「措置の内容」の再見直し

04 総務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	040040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「弁理士過疎地域」における「商標権の登録出願手続」の知的財産管理技能士資格を有する行政書士への開放	都道府県	香川県
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省 経済産業省
該当法令等	行政書士法第1条の2
制度の現状	<p>◇行政書士法(昭和二十六年法律第四号)</p> <p>(業務)</p> <p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p>

求める措置の具体的な内容
「弁理士過疎地域」における知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行えるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由

弁理士は商標権の登録出願手続を独占しているにもかかわらず、絶対数が少なく、しかも都市部に集中・偏在しており、四国地方のような弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では弁理士はサービス供給義務を果たしておらず、企業は不便を強いられている。

行政書士は、登録商標の譲渡や使用許諾等において、商標権の移転・使用権設定登録、譲渡・使用許諾契約書の作成等を行っており、登録商標の管理・活用を担う法律専門家である。ところが、商標登録出願は弁理士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、「商標の権利化から権利化後の管理・活用」までの一貫した法律サービスが提供できない。

商標とは「文字・図形・記号等」のことで、商標登録出願は定型的なものであり、難しいものではない。

知的財産管理技能士となるための知的財産管理技能検定の試験科目に商標権利化(意見書、補正書、不服審判等を含む。)があり、知的財産管理技能士資格を有する行政書士には「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行う能力が担保されている。

知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」を行うことで、「商標の権利化から権利化後の管理・活用」まで一貫して行うことができるようになり、企業の利便性が向上し、地域が活性化する。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	一	措置の内容	一
行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することなどを行政書士の業として定めているが、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができないとしている。当該提案の実現については弁理士法に関わるところであり、弁理士法に基づき判断する。				

断されるべきものである。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	—	「措置の内容」の再見直し

04 総務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	040050	プロジェクト名	電子地域通貨事業
要望事項 (事項名)	電子地域通貨	都道府県	東京都
提案主体名	杉並区		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第231条の2 地方自治法第232条の6
制度の現状	<p>◆地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)(抄) (証紙による収入の方法等)</p> <p>第二百三十一条の二 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。</p> <p>2 証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもつて歳入とする。</p> <p>3 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五条の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもつて納付することができる。</p> <p>4 前項の規定により納付された証券を支払の提示期間内又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつたときは、当該歳入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合における当該証券の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>5 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入については、第二百三十五条の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託を受けることができる。</p> <p>6 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者(以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。)が交付し又は付与する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。</p> <p>7 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。</p> <p>(小切手の振出し及び公金振替書の交付)</p> <p>第二百三十二条の六 第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれをするものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、会計管理者は、自ら現金で小口の支払をし、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。</p> <p>2 前項の金融機関は、会計管理者の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日付から十日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。</p>

求める措置の具体的な内容
○自治体の歳入歳出について地域通貨による取り扱いを認めていただきたい。地域通貨を地方自治法上の証紙並びに証券とみなし、地方税、分担金、使用料、手数料の徴収に利用させていただきたい。また地域通貨によるコンビニ納付などを認め

ていただくとともに、区自らがあたかも第三者であるかのように地域通貨によって地方税等を徴収することを認めていただきたい。さらに歳出に関し、謝礼や報酬その他の支出について、小切手の振出しや公金振替書の交付にかえて地域通貨で取り扱うことを認めていただきたい。

具体的事業の実施内容・提案理由

区が発行主体となって地域通貨を発行。区内の通貨流通量を増やすことで区内経済の活性化を図り、区内商店街を支援する。

また非接触ICカードを使用し、地域通貨や既存の電子マネーのほか行政サービスなどを搭載することで行財政改革をも実現していく。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	一
・地方公共団体においては、地方公共団体の歳入の納付に関して現金納付を原則としているところであり、その例外として、支払の確実性が類型的に高いと考えられ現金と同視しうるものに限って歳入の納付手段として規定しているところ。				
・貴団体のご要望にある地域通貨については、現行法上、現金以外の納付手段として認められている証券と同等の支払い確実性を有するものと言えないと考える。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
総務省回答の現金以外の納付手段としての確実性について(意見)。本区電子地域通貨事業は、商品券事業や区からの補助金・謝礼金等を電子化する事業です。支払いに当てる資金は、区支出金のほか商品券購入代金であり、前払い方式により資金管理が行なわれること。また杉並区が事業主体・通貨発行者となり、民間事業者の協力を得て実施します。すでに地方公共団体への納付方法については、指定代理納付者(第三者納付の立替払い)による制度拡大が実現されています。事業主体に加え、前払い式の資金流通で、支払いの確実性は担保されています。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	一
すでにご回答させていただいているとおり、ご提案の地域通貨については、現行法上、現金と同視しうるものとして認められている証券と同等の支払い確実性を有するものとは言えないと考える。				
なお、ご提案の事業について詳細を承知していないが、仮に貴区が「ポイント」を提示した者に対して、そのポイント相当分について使用料等の減免を行うことを検討されているのであれば、地方自治法第228条第1項の規定に基づき使用料等に関する事項を定めた条例における使用料等の減免に関する規定を定めることが必要になるものと考えている。				
一方、地方税法上の減免は、徴収猶予、納期限の延長等によっても到底納税が困難であると認められるような、担税力の薄弱な者等につき、税負担の軽減・免除を行うための措置として設けられているものである。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	一

04 総務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	040060	プロジェクト名	電子地域通貨事業
要望事項 (事項名)	電子地域通貨	都道府県	東京都
提案主体名	杉並区		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第235条の4
制度の現状	<p>◆地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)(抄) (現金及び有価証券の保管)</p> <p>第二百三十五条の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。</p> <p>2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。</p> <p>3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金(以下「歳入歳出外現金」という。)には、利子を付さない。</p>

求める措置の具体的内容
○地域通貨を流通させるにあたり預かり金処理を行うため、地方自治法により法律又は政令の規定によるのでなければ保管することができないとされている現金又は有価証券(入札保証金、職員の給与に係る源泉所得税等)として地域通貨と換金された現金を認めていただきたい。
具体的事業の実施内容・提案理由
区が発行主体となって地域通貨を発行。区内の通貨流通量を増やすことで区内経済の活性化を図り、区内商店街を支援する。 また非接触ICカードを使用し、地域通貨や既存の電子マネーのほか行政サービスなどを搭載することで行財政改革をも実現していく。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	一
・地方公共団体が無制限にその所有に属しない現金を保管することは責任の所在を不明確にすることから、当該団体の所有に属しない現金については、債権の担保として徴するもの、あるいは、法律又は政令の規定に基づき保管する現金以外のものについては、認められない。				
・また、地方公共団体が任意に保管可能な現金の範囲を定めることは、その現金の亡失等にかかる職員の賠償責任等、現行規定に基づく公金の取扱に関する種々の制度との均衡を失すことから認められない。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。
提案主体からの意見

本区電子地域通貨事業は商品券事業や区からの補助金・謝礼金等を電子化する事業です。支払いに当てる資金は、区支出

金のほか商品券購入代金であり、前払い方式により杉並区が事業主体・通貨発行者となり、民間事業者の協力を得て資金管理を行います。企業会計では預かり金や引当金勘定で処理されるものを、官庁会計には相当する会計科目がないために歳入歳出外現金として処理しようとするもので、資金決済法に定める供託金に代わるものと考えます。また本事業の実施にあたり従来とは異なる会計処理が必要なことから特区として申請を行っており、公金の取り扱いに関する種々の制度との均衡を失すことにはならないと考えます。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
歳計外現金の保管制度は、地方公共団体が責任をもって当該地方公共団体の所有に属さない現金の保管に当たる趣旨から、保管できるものを限定して規定している。 総計予算主義の原則の下、法定の財務諸手続の中で予算上の統制をもってなされることが基本であることから、歳計外現金を個別の団体における施策の便宜上の取扱いから個々の事例に応じて拡大することは想定していない。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	040070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	歳計外現金の取扱いの拡大	都道府県	静岡県
提案主体名	藤枝市	提案事項管理番号	1027010

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第235条の4第2項 地方自治法施行令168条の7
制度の現状	
<p>◆地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)(抄) (現金及び有価証券の保管)</p> <p>第二百三十五条の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。</p> <p>2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。</p> <p>3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金(以下「歳入歳出外現金」という。)には、利子を付さない。</p> <p>◆地方自治法施行令(昭和二十二年五月三日政令第十六号)(抄) (歳入歳出外現金及び保管有価証券)</p> <p>第一百六十八条の七 会計管理者は、普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券その他の現金又は有価証券で総務省令で定めるものを保管することができる。</p> <p>2 会計管理者は、普通地方公共団体の長の通知がなければ、歳入歳出外現金又は普通地方公共団体が保管する有価証券で当該普通地方公共団体の所有に属しないものの出納をすることができない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、歳入歳出外現金の出納及び保管は、歳計現金の出納及び保管の例により、これを行なわなければならない。</p>	

求める措置の具体的内容
官民が共同して実施する収益事業について、配分前の収入を歳計外現金として一時保管し、配分確定後に会計予算に収入とすることを可能にする。
具体的事業の実施内容・提案理由
本市中心市街地活性化区域内の集客向上のため、民間事業者との協働で市営駐車場と民間駐車場の共通回数券を発行し、利用者の利便性向上を図っている。その収入は毎月末の各駐車場利用実績により、民間と市に配分するので、配分前の収入は歳計外現金として一時保管し、確定後に駐車場会計予算へ収入となる取扱いとするために特区申請をする。この明確な料金管理を可能にする事により、民間事業者との協働事業において円滑に事業の拡大を進め、今後、市営の博物館と民間の映画館との共通利用券の販売事業などを展開していく。また、会計予算に他の収入が歳入出されないので、実質的な経営状況が把握でき、適正な監理ができる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	一
・地方公共団体が無制限にその所有に属しない現金を保管することは責任の所在を不明確にすることから、当該団体の所有に属しない現金については、債権の担保として徴するもの、あるいは、法律又は政令の規定に基づき保管する現金以外のも				

のについては、認められない。

・また、地方公共団体が任意に保管可能な現金の範囲を定めることは、その現金の亡失等にかかる職員の賠償責任等、現行規定に基づく公金の取扱に関する種々の制度との均衡を失すことから認められない。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの意見

回答には「無制限にその所有に属しない現金を保管することは責任の所在を不明確にする」とありますが、今回提案した歳計外現金の取扱いは無制限ではなく、官民の共同事業による収入に限るもので。また、「地方公共団体が任意に保管可能な現金の範囲を定める」とありますが、今回の提案のように共同事業に限って、歳計外現金の範囲として認定していただくことで「任意」ではないと考えます。

また、歳計外現金の保管に際しては、現行の出納システムでも入金時には、入金日ごと、項目ごとに個々に入金を確認しており、出金時には、対象となる金額のみを出金しているため、責任の所在が不明確になることはありません。

また、出納システム上、入出金の管理が徹底しており、毎月実施している出納監査で、歳計外現金の現状監査を行っていますので、現金の亡失等はないと考えます。今回提案している歳計外現金はあくまでも一時預かり金ですので、毎月の実績に基づく按分結果により、歳計現金への取扱いを実施することで清算を行います。

上記のことを踏まえ、官民共同事業に限定した歳計外現金の範囲の拡大について再検討願います。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

—

歳計外現金の管理制度は、地方公共団体が責任をもって当該地方公共団体の所有に属さない現金の保管に当たる趣旨から、保管できるものを限定して規定している。

総計予算主義の原則の下、法定の財務諸手続の中で予算上の統制をもってなされることが基本であることから、歳計外現金を個別の団体における施策の便宜上の取扱いから個々の事例に応じて拡大することは想定していない。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

提案主体からの再意見

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

—

04 総務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	040080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方独立行政法人法における、公立大学法人の業務範囲の拡大	都道府県	大阪府
提案主体名	公立大学法人大阪市立大学	提案事項管理番号	1034010

制度の所管・関係府省庁	総務省 文部科学省
該当法令等	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第21条第2号及び第70条
制度の現状	公立大学法人においては、地方独立行政法人法第70条の規定により、その業務が大学及び高等専門学校の設置及び管理のみに制限されている。

求める措置の具体的な内容
公立大学法人においては、地方独立行政法人法第43条および第70条により、その業務が大学及び高等専門学校の設置及び管理のみに制限されており、また業務上の余裕金の運用が禁止されている。より積極的に研究成果の活用を通じた社会貢献を行うとともに、技術に関する研究成果を活用した外部資金の獲得による自律的運営に道筋を立てるために、地方自治体においてその必要性が認められ、総務大臣ならびに文部科学大臣の認可を得た場合にあっては、当該法人の研究成果を用いて行われる事業を行うものへの出資を可能とすることを求める。
具体的な事業の実施内容・提案理由
<p>実施内容: 大阪市で検討されている、大阪駅北側のナレッジキャピタルにおいて、本学は抗疲労・癒し、健康科学研究を中心とした施設運営を計画している。ここでの活動内容は、本学が持つ知識、技術、研究成果を用いた産業界等との連携による新ビジネス構築とその発展であり、産学官連携研究拠点としての共同研究、受託研究、受託事業等の受注活動の場であるのみでなく、本学の研究から発生した抗疲労・癒し、健康科学研究に関する技術(たとえば疲労検診技術、健康関連商品等)を活用することを目的に設立された事業体への出資を想定している。</p> <p>提案理由: 上記のナレッジキャピタルでの活動は産業界等との連携の場となる。そのため本学が持つ知識、研究成果を、市民を含め産業界へ積極的に還元し、産学官連携構想のもと、その成果の活用を進める必要がある。しかしながら公立大学は地方独立行政法人法第43条および70条により、その業務が制限されており、たとえば本学の技術に関する成果を活用する事業を運営することはもちろん、その事業への出資が認められていない。大学等における産官学連携活動並びに自立促進が叫ばれているなか、大学の研究成果を用いた外部資金獲得は重要な課題であり、当該大学の研究成果を活用することを目的として設立された事業体へ出資することは、より効率的かつ効果的な活動支援が期待できる。すでに教員個人においてベンチャー企業の創出が盛んに行われ、また、国立大学、私立大学が大学運営以外に一定の制限のもとで事業出資が行われているなか、公立大学法人においても地方自治体の求める事業に関して出資できることが、大学自立ならびに地方貢献の面からも重要である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
公立大学法人による出資の必要性が認められる場合には、設立主体たる地方公共団体が自ら出資することが可能であり、また、それによって特段の支障が生じるとは考えていない。				
ただし、上記を踏まえてなお必要があれば、提案主体より出資財源、出資先及び大学内の手続きその他の事項について詳細を御説明いただいた上で、再度検討することとしたい。				
なお、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第43条の規定は、余裕金の運用、つまり、資金の管理について定め				

たもの(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条において準用される独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条に同様の規定がある。)であり、出資の是非と直接の関連はないものと考えられる。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

04 総務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	040090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	市町村合併に伴う流域下水道にかかる下水道法の 要件緩和 ～健全な水循環の形成～	都道府県	奈良県
		提案事項管理番号	1038010
提案主体名	宇陀市		

制度の所管・関係府省庁	総務省 国土交通省
該当法令等	下水道法第2条4項、第3条2項 市町村の合併の特例に関する法律 第20条1項、2項
制度の現状	合併特例法においては、流域下水道を管理している都道府県と合併関係市町村との協議が成立したときは、合併年度及びこれに続く10年度の範囲内で引き続き合併関係市町村の区域内の下水道を流域下水道とみなして下水道法等の流域下水道に係る規定を適用できることとしている。

求める措置の具体的な内容
現行法で規定されている流域下水道の定義は、二以上の市町村の区域における下水を排除するものとされているが、当該都道府県の上水道水源地として開発された閉鎖的な内水面域の水質保全を目的として設立認可されたものであり、かつ、合併市町村の行政区域がその水源地の一の集水域であり、その汚水を高度に排除しなければならない場合には、市町村合併により一の市町村の区域における下水を排除することとなっても、引き続き、現行法に規定する流域下水道とする。
具体的な事業の実施内容・提案理由
宇陀市は、奈良県東部山間中央の小盆地に位置し、中央部には昭和49年に多目的ダムとして完成した室生ダムを有し、奈良県営水道が用水供給する7市8町1村の水源地となっている。宇陀川の水質は、当時異臭問題が発生したことから問題提起され、地域開発への影響等が契機となって宇陀川流域下水道事業が計画された。しかし、当時の流域下水道事業の採択基準において、人口が3万人強では流域下水道としては成り立たなかつたが、都市用水の供給量が10万トン以上という但し書きにより採択に至った経緯から、県の他流域下水道よりも高度な汚水処理を導入し昭和62年度から供用開始している。宇陀市は、宇陀川流域下水道の処理区域であった3町に1村が加わる市町村合併により10年間の猶予期間が与えられている。しかし、この猶予期間は制度面及び時間的な激変緩和措置であり、期間満了後は通常の公共下水道になるという単に汚水処理する観点だけのものであり、宇陀川流域下水道事業の採択における但し書きの要件である都市用水供給という点については未だ流域下水道事業として存続していくものと考える。宇陀川流域下水道事業は、健全な水循環型社会の創出には欠かせない存在であり、また住民が安全で安心な水を飲むためには、三重県、京都府を通り木津川から淀川となって大阪湾へと流れる宇陀川流域の統合的水管も担わなければならないことからも、県の責務として流域下水道を運営しなければならないと認識する。なお、現行法では二以上の市町村が受益する場合は県が公共下水道の管理者となる規定はあるが、水循環型社会の創出という大きな見地では単なる受益ということとは次元が異なると考える。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	一	措置の内容	一
合併特例法においては、流域下水道を管理している都道府県と合併関係市町村との協議が成立したときは、合併年度及びこれに続く10年度の範囲内で引き続き合併関係市町村の区域内の下水道を流域下水道とみなして下水道法等の流域下水道に係る規定を適用できることとしている。				

この規定は、提案主体が認めているとおり、流域下水道の建設・管理が市町村合併の支障とならないようにするためのものであり、合併特例法における他の特例措置と同様、合併市町村の行政運営を円滑にするための時限的な措置である。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

管理コード 120050において、国土交通省が本提案に対し、事務委託の方法により現行地方自治法で対応可能である旨回答しているが、総務省としての見解を示されたい。

提案主体からの意見

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

—

「措置の内容」の見直し

—

地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を経て行われる協議により規約を定め、事務を委託することは可能である。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

提案主体からの再意見

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

—

「措置の内容」の再見直し

—

04 総務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	040100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	ポイントカード事業者による税等の支払いの代行		
提案主体名	草加市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第231条の2 地方自治法施行令第157条の2
制度の現状	
<p>◆地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)(抄) (証紙による収入の方法等)</p> <p>第二百三十一条の二 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。</p> <p>2 証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもつて歳入とする。</p> <p>3 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五条の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもつて納付することができる。</p> <p>4 前項の規定により納付された証券を支払の提示期間内又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつたときは、当該歳入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合における当該証券の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>5 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入については、第二百三十五条の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託を受けることができる。</p> <p>6 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者(以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。)が交付し又は付与する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。</p> <p>7 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。</p> <p>◆地方自治法施行令(昭和二十二年五月三日政令第十六号)(抄) (指定代理納付者による歳入の納付)</p> <p>第二百五十七条の二 地方自治法第二百三十一条の二第六項 に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 地方自治法第二百三十一条の二第六項 の規定により納入義務者に代わつて歳入を納付する事務(次号において「納付事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。</p> <p>二 その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。</p> <p>2 地方自治法第二百三十一条の二第六項 に規定する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号は、それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができる証票その他の物又は番号、記号その他の符号とする。</p>	

求める措置の具体的な内容

一定の要件を満たすポイントカード事業者が、満了となったポイントカードを対価として、本来納入義務者が支払うべき税等について、納入義務者の代わりに地方公共団体へ現金で納付することを可能にする。

具体的な事業の実施内容・提案理由

ポイントカードに付加価値を付けることにより、地域経済の振興に貢献することを目的とする。

実施内容:

草加市商店連合事業協同組合が実施している「市内共通ポイントカード事業」によって発行されているポイントカードが満了となった場合、納税や各種行政サービスに対して、当該カード(1枚500円)の使用を可能にする。

なお、市民が市役所窓口へ持参した当該カードは現金として取扱うのではなく、後日、当該カード使用相当分の代金を同組合から草加市へ納付する手法により取扱うものとする。

提案理由:

近隣市町における大規模商業地区の開発等に伴い、市内に古くからある商店街の活性化が課題となっている。平成21年度から、同団体がポイントカードの発行を行い、地域経済の活性化に取り組んでいるが、当該カードに付加価値を付けることによって地域経済の更なる活性化を図るとともに、税等の支払い方法の多様化による納付の推進を期待するものである。

なお、第三者納付としての立替払型によるクレジットカード納付が認められおり、本提案も類似手法のひとつとして前向きに検討をお願いしたい。

代替措置:

ポイントカード事業者からの納付不能が生じないよう、担保を確保する。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	一
・現行法においては、地方公共団体の歳入の収入は、調定により決定された収入金額を確実に徴収する観点から、現金による納付が原則とされており、それ以外の納付については、現金と同視しうるもの、つまり、即時換金性が認められる条件を満たすものについて、例外として認められているところである。具体的には、証券等による納付が認められているところ。なお、現金と同視しうるか否かの判断は、地方公共団体の裁量判断によるものではなく、客観的なものでなければならない。				
・貴団体の「ポイントカード」については、現金と同視しうるものとして現行法上認められている小切手、地方債、国債等の証券とは異なり、上記要件を満たすものではないものと考える。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案者からの意見及び補足資料の内容を踏まえ、再度検討し回答されたい。

なお、回答にあたっては、第9次提案に対する貴省回答を踏まえ、本提案の可否について具体的に示されたい。

提案主体からの意見

平成18年度第9次提案の「地方公共団体収入のポイントカード決済」(管理コード0420020)に対し、貴省は「第三者が納入義務者の債務を引き受け、口座振替により地方公共団体の歳入の収入を納付する場合においては、現行制度で対応可能と考えられる。」と回答されている。

この提案は、自治体が専用端末に納入義務者の所持するポイントカードのポイントを集め、集めたポイントを基にポイントカード事業者へ請求することによって、当該事業者から振込又は口座振替による第三者納付を受けようとするものである。

本市の提案においては、専用端末によるポイント収集ではなく、ポイントカードそのものを集め、それを基にポイントカード事業者へ請求することにより、当該事業者から振込又は口座振替による第三者納付を受けようとするものであり、前述の提案と類似するものと考えている。

また、本市の提案はポイントカードを現金と同視し得るものとして認めていただくものではないことから、再度ご検討願いた

い。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	一
平成18年度第9次提案に対しての回答は、納入義務者の債務を引き受けた第三者が、現行制度上認められている「口座振替」により納付することは可能であることを示したものである。				
ご提案の内容が、地方自治法第231条の2第6項に規定するクレジットカード納付と同様のものと認められるためには、ご提案のポイントカードが特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができる証票その他の物又は番号、記号その他の符号であることの要件を満たすかについて検討する必要がある(地方自治法施行令第157条の2第2項)。				
また、ご提案では、「草加市商店連合事業協同組合」が地方自治法第231条の2第6項に規定する「指定代理納付者」たる地位にあるとされているが、当該指定代理納付者の要件は、地方自治法施行令第157条の2第1項の規定により、①納入義務者に代わって歳入を納付する事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること、②その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有することを満たすこととされていることから、「草加市商店連合事業協同組合」がこの要件を満たすかについても併せて検討する必要がある。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	一
ご提案の「草加市商店連合事業協同組合」が地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者に該当するか、また、「ポイントカード」が同項に規定する証票その他の物又は番号、記号その他の符号に該当するかについては、既に回答している地方自治法施行令第157条の2に規定する要件該当性も含め、貴団体の責任において判断する必要があるものである。				
なお、指定代理納付者は地方自治法施行令第155条の規定により、口座振替の方法により歳入を納付することができないことに留意する必要がある。				

04 総務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	040110	プロジェクト名	循環資源保管活用型太陽光発電特区	
要望事項 (事項名)	一般廃棄物処理業務委託に伴う単年度契約に関する規制の緩和		都道府県	神奈川県
提案主体名	株式会社日本環境カルシウム研究所		提案事項管理番号	1047020

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第234条の3 地方自治法施行令第167条の17
制度の現状	<p>◆地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)(抄) (長期継続契約)</p> <p>第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百四十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。</p> <p>◆地方自治法施行令(昭和二十二年五月三日政令第十六号)(抄) (長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第一百六十七条の十七 地方自治法第二百三十四条の三 に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。</p>
求める措置の具体的内容	
民間企業に特定の循環資源の継続的な搬出、保管および活用(以下「保管活用」という。)を委託する場合には、その契約を長期継続契約の対象とする。	
具体的事業の実施内容・提案理由	
一般廃棄物処理場から排出される焼却残渣に中間処理を施した物の保管活用を民間企業に委託する場合に、地方自治体が条例で規定することにより長期継続契約を可能とする。なお、この契約は、一般廃棄物処理場から物を別の場所に運び出して保管活用するものであり、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるものである。	

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	一
ご提案の地方公共団体と貴社との契約の内容について詳細は不明であるが、長期継続契約は、議会の議決を要する予算としての債務負担行為の例外として規定されるものであり、その対象は、明文で規定されているもののほか、地方自治法施行令第167条の17の規定により「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」とされ、地方公共団体の実情にあった運用が可能とされている。				
したがって、ご提案の契約が上記の要件に該当するものであれば、地方公共団体の判断により、運用することは可能である。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

提案主体からの意見

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

E

「措置の内容」の見直し

—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

提案主体からの再意見

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

E

「措置の内容」の再見直し

—

04 総務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	040120	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	投票所の要件の緩和	都道府県	広島県
提案主体名	三次市選挙管理委員会	提案事項管理番号	1057010

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第39、40条
制度の現状	<p>○投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けることとされている。(公職選挙法第39条)</p> <p>○投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。(同法第40条第1項)</p>

求める措置の具体的内容
現行法で規定されている投票所について、投票所の開閉時間の制限を緩和し、投票所が投票区内を移動して投票することを可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>複数の投票区内を投票所が移動して投票することにより、投票所数の削減が可能となり、選挙経費の削減が見込まれる。</p> <p>また、投票所が近くなることにより、高齢者も投票しやすくなり、投票率の向上が図られる。</p> <p>提案理由：</p> <p>中山間地域においては、過疎化・高齢化が進行し、50人未満の有権者数の投票所が増加しており、選挙事務の効率が悪くなっている。選挙事務の効率化のためには、投票所の再編が必要となってくる。</p> <p>しかしながら、投票所を再編すれば廃止する投票所の有権者は、新しい投票所までの距離が遠くなり、交通手段を持たない高齢者は投票を棄権する者が増加し、投票率が低下する。</p> <p>このため、各投票区内に移動投票所を設定すれば、投票所経費の削減が図られ、投票率の向上にもつながる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
複数の投票区内を投票所が移動し、各所における投票を認めることについては、 ・対象者が多数にのぼる場合などにすべての対象者を巡回することが可能かどうか ・事故など何らかの事情により一部の対象者について巡回できなかった場合はどうするか などの問題があり、選挙の公正確保との調和の観点から、国会においても十分な議論が必要である。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。
提案主体からの意見

移動投票所は、廃止した投票所など数箇所を巡回して投票するものであり、有権者が多数になっても対応は可能である。ま

た、事故など何らかの事情により一部の投票所を巡回できなかった場合には、予備の巡回車を待機することにより対応できると考える。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
-------------	-------------	---	-------------	---

ご意見をいただいた点については、

・各巡回地点においては十分な投票時間の確保が必要となることから、対象者が多数にのぼる場合は、選挙日当日にすべての対象箇所を巡回することが可能かどうか

・事故など何らかの事情により一部の対象者について巡回できない場合は、予備の巡回車等を使用することのみで選挙の公正が十分に確保されているということができるか

等の問題がある。

以上の点も含め、ご提案の実施内容については、何らかの事情により当初の予定どおりに巡回できないこと、事故等により投函済み投票用紙が毀損する可能性が著しく高まることなどを想定せざるを得ず、現在の選挙制度との比較において、選挙の公正の確保と投票機会の確保との調和の観点から、国会においても十分な議論が必要である。

なお、現行制度においても、中山間地域の高齢者などの投票機会の確保に資するよう、事前に時間・場所を明確にして期日前投票所を設けることが可能である。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

提案主体からの再意見

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
--------------	--------------	---	--------------	---

04 総務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	040130	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自治体による「救急業務」の実施	都道府県	徳島県
提案主体名	那賀町		

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	消防法施行令第44条
制度の現状	<p>救急隊員は、以下の要件のいずれかに該当する消防職員に限られており、消防職員以外は救急隊員となることはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 救急業務に関する総務省令に定める一定の講習を修了した者 ② 救急業務に関し、①と同等以上の学識経験を有する者として総務省令に定める者

求める措置の具体的内容
消防の「救急隊員」に限定されている「救急業務」の応急処置を人口が少なく広い面積を抱える山間部の過疎地域の町村が実施する特定の医療機関への「疾病者搬送」に開放する。
具体的措置:
「救急隊」による「救急業務」は「消防職員」と規定されている。この「消防職員」を特区内においては「地方公務員(地方公務員法第4条の地方公務員に限る。ただし、消防法施行令第44条第3項第1号の講習の受講については従前どおり。)」も可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由
実施内容: 那賀町の未常備消防区域内に限って、傷病者を搬送する「救急業務」を実施する要員として、「救急隊員」に代えて「町職員」(ただし、「救急隊員」に準じた「応急処置」が可能となるよう、技術取得のための研修や実習を、身近な消防学校や消防本部で受講した者「準救急隊員(仮称)」)で構成する「準救急隊(仮称)」を傷病者搬送に従事させ、「救急業務」を実施する。 提案理由: 那賀町は、県土の6分の1を占める山間部の過疎地域で、現在の消防事務に関する業務量、厳しい財政状況、今後も減少していく人口動態を鑑みると「常備消防体制」の整備は困難であることから、「救急隊」の搬送に代わるものとして、町が地域の実情にあわせて工夫を凝らして独自の「傷病者搬送」を行っている。 しかしながら、「救急隊」が搬送中に行う「応急処置」は常備消防の「救急隊」を前提に制度が構築されていることから、町が「傷病者搬送」を行う場合、限られた「応急処置」しか行えず救命率を高める対策を早急に講じる必要がある。 このための措置としての提案であり、住民の安心安全を確保し、活力に満ちた町づくりを行うことを目的とする。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
消防法に基づく救急業務は、国民の生命・身体を災害、事故等から守り、国民の安心・安全を確保する業務であるため、消防職員を構成員とした階級制度等に基づいた適切な指揮統率による組織としての活動を行うこととしており、また、救急業務の質の担保のために、救急隊員の資格を得る際に初任教育や救急隊員としての高度な教育訓練を受けるのみならず、「救急隊員の教育訓練の充実、強化について」(昭和60年消防救第32号)等に基づき、日常の訓練及び再教育により救急隊員の資質を維持向上することとしている。また、メディカルコントロール体制の下、医学的見地からも救急業務の質の担保を行うこととしているところである。				

今回の提案は、経験や資格、技術取得のための研修や実習の受講のみを条件として「救急業務」の応急処置を現行の救急隊員以外の地方公務員に認めるものであるが、提案内容からは、「準救急隊（仮称）」の活動が、上司の指揮監督による組織としての活動や、その「応急処置」の水準を日常の訓練、再教育及びメディカルコントロール体制の下でどのように確保するかが必ずしも明らかではないため、消防法に基づく救急業務と同じ水準を担保できるかが判断出来ず、今回の提案の内容からは特区として対応が可能とはいえない。

なお、「救急隊員」経験者及び「救急救命士」資格の保有者については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に基づく任期付採用を活用するなどして消防職員として任命する、又は消防職員との併任を行うことにより、消防職員たる身分を有することで消防法に基づく「救急隊」として活動することが可能である。また、一般職員についても、消防職員としての併任をかけた上で、救急業務に関する総務省令に定める一定の講習を修了した場合も消防法に基づく「救急隊」として活動することが可能である。この場合において、「救急隊員の教育訓練の充実、強化について」等に基づき、日常の訓練及び再教育により救急隊員の資質を維持向上することに留意が必要である。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案者からの意見及び補足資料の内容を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの意見

「上司の指揮監督による組織としての活動」及び「応急処置」の水準について明らかでないとのことでしたが、これらについては別添の補足資料のとおり考えていますので、再度ご検討いただくようお願いします。

また、町職員と消防職員との併任を行うことにより、消防法に基づく「救急隊」として活動することが可能であるとのことであるが、「町職員と消防職員との併任」とは、町の組織内での一般職員と消防職員との併任という理解で正しいのか確認したいと思います。詳細は別添の補足資料のとおりです。こちらについてもご回答くださいますよう、よろしくお願いします。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

一

今回の特区提案は、消防職員に限定している救急隊員の資格要件を緩和し、消防職員以外の一般職員であっても救急隊員として、消防法に基づく救急業務を実施することを可能としようとするものである。

この消防法に基づく救急業務については、国民の生命身体を災害、事故等から守り、国民の安全を確保する業務であるため、消防法等により高度な質が担保された救急隊が、消防機関の一員として、当該消防機関の長の一元的な指揮統率の下で、当該区域における消火活動や救助活動との密接な連携を取りつつ実施する必要がある。

貴町から提出された別添の補足資料によると、今回の特区提案では、貴町の担当課長や救急隊長による指揮命令によって救急業務を実施することとされているが、消防機関の長の一元的な指揮統率の下で、消火活動や救助活動との密接な連携を取った消防機関における救急業務と同様の救急業務を実施することが担保されないため、特区として対応が可能とはいえない。

また、消防職員については、消防本部及び消防署におくこととされており、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命することとされている。海部消防組合の規約上、同組合が那賀町における救急業務を処理することとされているため、同組合の消防職員として併任することとなる。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

提案主体からの再意見

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

一

04 総務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	040140	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	議員権限の強化等による自治体における議会内閣 制型政府形態の試行	都道府県	愛知県
提案主体名	半田市議会至誠クラブ	提案事項管理番号	1067010

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第 92 条、96 条、97 条、112 条
制度の現状	<p>◆地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)(抄)</p> <p>第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。</p> <p>2 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項 に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。</p> <p>第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 条例を設け又は改廃すること。 二 予算を定めること。 三 決算を認定すること。 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。 七 不動産を信託すること。 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項 に規定する処分又は同条第三項 に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項 において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項 において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項 <p>2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るもの）を除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。</p> <p>第九十七条 普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基く政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。</p>

2 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

第百十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たつては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

3 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

求める措置の具体的な内容

議員の予算提案権を認めること、議員の常勤職員との兼職を認めることなどによって、自治体における議会内閣制型政府形態の試行を可能にする。

具体的な事業の実施内容・提案理由

議員が予算提案権を持ち、副市長や部長などとの兼職によって執行側の役割を持つことによって、現行の二元代表制とは異なる議会内閣制型の政府形態を憲法の許容する範囲で試行する。

具体的には、議会の多数派と市長との連携関係を前提に、予算案をはじめとする議案の企画立案の段階から議員が公式に関わり、執行においても、副市長や部長などのポストに議員が就任することによって責任を持つ。基本的に議案は、市長に加えて、議員が兼職する副市長や部長によって構成される「内閣」から提案される。この際、議員も予算提案権を持つことによって対等な連携関係が可能となる。

提案理由

現行の二元代表制は、議員が予算提案権を持たない反面、強力な拒否権をもつため、拒否権を背景に個別的な要求を行うなどの問題が生まれやすく、自治体の運営全体に責任を持つような建設的な議員活動が阻害されている面がある。また、市長と議会多数派の立場が大きく異なった場合には、收拾することが不可能になる場合がある。これに対し、議会内閣制型の政府形態であれば、市長と議会多数派が公式に連携して活動することができると同時に、それを通じて議員の統治能力が向上することが期待される。

現在、総務省においても選択制に向けた検討が開始されているが、特区制度で議会内閣制を試行することは、そうした検討に貴重な事例を提供することになり、将来における自治体の政府形態の適切なあり方を探ることに貢献することができる。

代替措置

議会から執行側へのチェックが弱まるという問題点が想定されるので、リコールなどの直接民主主義的な制度のハードルの引き下げなどを合わせて試みる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	一
現行制度において議員が職員を兼職することが禁止されていること等を踏まえると、議会内閣制の導入は、現行の地方自治法が基本とする二元代表制のあり方の根幹に係わる問題であり、その性質上、特区制度になじまないものと考える。				
現在、総務省において開催されている地方行財政検討会議においては、地方公共団体の基本構造のあり方については、ご提案のような議会内閣制型を含め、現行と異なる形態について、憲法上許容されるか否か、また、地方公共団体の運営の円滑化に資するか、長と議会の均衡と抑制の関係をどう考えるかという観点から、様々な意見があることから、引き続き、各方面から幅広く意見を聴きながら検討していく予定である。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。
提案主体からの意見

①回答によると、この提案は「その性質上、特区制度になじまない」とのことであるが、特区制度になじむかなじまないかについてどのような基準があるのかが分からないので、その基準を明確に示されたい。また、その基準はどのように決められたのかも合わせてご教示いただきたい。

②地方行財政検討会議で地方公共団体の基本構造のさまざまな形態が検討されているのであればなおさら、特区制度を活用した試行事例を踏まえた検討が可能になるという意味でも、この提案を採択すべきであると考えるがいかがか。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
すでにご回答させていただいているとおり、現行地方自治制度上、議会と長は住民から直接選挙され、それぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持することが予定されており、現行制度において議会の議員がその身分を有したまま、長の指揮監督を受ける職員となることについては、こうした議会と長の関係という制度の根幹に関わる事項であり、引き続き慎重な検討を要するものである。したがって、ご提案のように試行的に採用するべきものではないものと考えている。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—

04 総務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	040150	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	普通地方公共団体の事務の委託先の拡大	都道府県	福井県
提案主体名	あわら市	提案事項管理番号	1075010

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第 243 条、地方自治法施行令第 158 条、公営企業法第 33 条の 2
制度の現状	<p>◆地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)(抄) (私人の公金取扱いの制限)</p> <p>第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。</p> <p>◆地方自治法施行令(昭和二十二年五月三日政令第十六号)(抄) (歳入の徴収又は収納の委託)</p> <p>第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。</p> <p>一 使用料</p> <p>二 手数料</p> <p>三 賃貸料</p> <p>四 物品売払代金</p> <p>五 貸付金の元利償還金</p> <p>2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示しつつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。)を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。</p> <p>4 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。</p> <p>◆地方公営企業法(昭和二十七年八月一日法律第二百九十二号)(抄) (公金の徴収又は収納の委託)</p> <p>第三十三条の二 管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。</p>

求める措置の具体的な内容	
普通地方公共団体の事務の委託先に特別地方公共団体を追加する。	
具体的な事業の実施内容・提案理由	<p>市の事務である公共下水道使用料の徴収並びに督促及び当該手数料並びに延滞金の徴収事務を、当該区域で上水道事業を運営する特別地方公共団体に委託することにより、当該区域内における下水道使用料の収納率の向上を図る。</p> <p>提案理由:</p>

あわら市の上水道給水事業は、芦原温泉街の区域を特別地方公共団体の芦原温泉水上水道財産区が、温泉街以外の区域を市が、それぞれ運営している。

市の給水区域では、下水道使用料と水道料金を合算して納付書に記載し発行するため、収納率は 97~98%で推移しているが、温泉街の区域では、下水道使用料と水道料金の納付書が別々に発行されることから、水道料金を納入しても下水道使用料は納入しないといった例などにより、収納率は 84%となっている。

このため、市の下水道使用料の徴収等に関する事務を芦原温泉水上水道財産区に委託することにより、市民の利便性の向上を図るとともに、収納から督促、延滞金の徴収等まで行わせることで、下水道使用料の収納率の向上を図るものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D(一部C)	措置の内容	一
地方自治法第 243 条の例外として、使用料、手数料等については、地方自治法施行令第 158 条により、「その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。」とされている。				
また、地方公営企業法第33条の2においても、管理者は「地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる」と規定されている。				
この場合の「私人」とは、自然人、法人を問わず、地方公共団体も含まれると解されており、特別地方公共団体である財産区もこの「私人」の範囲に含まれるものである。				
一方、財産区は、その所有し又は設置する財産又は公の施設の管理及び処分の範囲内において、権能を有することから、ご提案の具体的な内容である財産区への下水道使用料の徴収事務の委託については、下水道使用料の徴収が、当該財産区の目的、権能の範囲内にあると客観的に判断される場合には、委託を受けることが可能になるものであり、ご提案の内容については、この趣旨を踏まえて当該財産区において判断されるべきものである。				
なお、督促状の発行や延滞金の徴収は、地方自治法施行令第 158 条及び地方公営企業法第 33 条の 2 に規定による徴収又は収納事務の委託には含まれないので、これらの事務を委託することはできない。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者からの意見を踏まえ、地方自治法第 252 条の 14 に規定する事務の委託について、特別地方公共団体にまで拡大することができるか、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	財産区を私人とみなして下水道使用料の収納事務を委託した場合は、請求及び領収を財産区管理者名で行い、滞納使用料に係る督促及び延滞金の賦課徴収を市長名で行うことになるため、事務が錯綜し混乱を来すおそれがある。さらに、差押え、強制徴収等の滞納処分に関しては、財産区管理者が請求した使用料の滞納について、市長がこれを行うこととなり、両者間の十分な調整が必要となるばかりか、市民にとってもわかりにくいシステムとなる。このため、地方自治法第 252 条の 14 で定める事務の委託の相手を特別地方公共団体にまで拡大し、包括した事務の委託を可能にすることにより、事務処理の円滑化と収納率の向上が図られるものである。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	一
財産区の権能は、所有する財産の管理及び処分に限定されていることから、ご提案の包括的な事務の委託については採用できない。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		

提案主体からの再意見

地方公共団体の自発性の尊重と地域の活性化という構造改革特区制度の趣旨にかんがみれば、特区の認定を経て財産区の管理区域に限り事務の包括的委託を認めることは、地方自治法の想定する財産区の権能外に及ぶ場合でも、容認されてよいと考える。

芦原温泉上水道財産区は、専任の職員を擁し上水道施設の管理、料金の徴収等を行っており、下水道使用料に係る包括的な事務の受託にも十分耐え得る能力を有している。

当市におけるこうした事務の委託は、事務の効率化につながることが明らかであることから、再度検討をお願いしたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

一

財産区とは、市町村ではなく市町村の一部に帰属すべき財産があるという特別な場合に限ってその財産の管理及び処分又は廃止について法律上独立の人格者たる能力を認められているものにすぎない。したがって、その所有する財産の管理及び処分のみを行い得るにとどまり、例えば、新たに取得できる財産は、当該財産区の本来の目的及び性格の範囲内に限られる。その所有に属する財産の処分を行い、所有権を喪失すれば、財産区は何ら手続を要せずに当然に消滅する。仮に、ご提案が当該財産区の本来の目的及び性格の範囲外の財産の管理に関するものであれば、これまでと全く異なる能力を財産区に付与しようとするものであり、採用できない。

04 総務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	040160	プロジェクト名	宮古島バイオエタノールプロジェクト	
要望事項 (事項名)	エタノール含有ガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用の緩和		都道府県	東京都
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所		提案事項管理番号	1076030

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	危険物の規制に関する政令第3条第1号
制度の現状	給油取扱所において、ガソリンや軽油と同様にバイオエタノールを含有するガソリンのうちE3及びETBE含有ガソリンについては、給油することができる。

求める措置の具体的な内容
「揮発油等の品質の確保に関する法律」の規格を改めた上で、改正後の当該規格に適合し、販売される E10 からE20 については、第四類第一石油類(消防法別表第一備考第十二号のガソリン)に該当し、給油取扱所で給油することができることとすることを求める。
具体的な事業の実施内容・提案理由
現在宮古島においては、製糖後の残渣糖蜜等を活用してバイオエタノールを生産し、これを燃料の一部として島内において利用するとともにバイオエタノールの生産の過程で生じる蒸留残渣について肥料又は飼料として島内の農畜産業において利用し、エネルギーの地産地消を通じた環境調和型の循環型社会のモデルの形成を目指す、「宮古島バイオエタノール実証事業」が進められている。当該実証事業においてはバイオエタノールは、主にガソリンに混合させて自動車の燃料として活用することとされている。現行制度においてはこうしたエタノール含有ガソリンについては、その含有の割合が3%であるもの(E3)までは使用が認められているが、これを超えるものはガソリンとしての使用が認められていない。一方、米国においては 10%まで(E10)、ブラジルにおいては 20 から 25%まで(E20～25)ガソリンに含有することが認められ、実際にこうしたガソリンを燃料とした自動車が走行している。エタノールの使用については、これによる自動車、給油設備等の劣化等に関する課題が指摘されているが、我が国的一部の自動車企業が製造する自動車については、米国に輸出され E10 等を使用しても何ら問題が生じない構造と同一の構造となっており、指摘されている課題は技術的には既に解決済みであると言える。かかる状況下にあって、またグリーンイノベーションを目指しているところ、E10 等の使用が認められていないというのは著しく合理性を欠くものであると考えられる。そこで、本特例措置についてまず実証事業が進められている宮古島において実験し、宮古島発で全国に展開することを提案するものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	一
揮発油販売業者は、経済産業省所管の揮発油等の品質の確保等に関する法律第13条の規定により、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条の揮発油規格に適合しないものを自動車の燃料用の揮発油として消費者に販売してはならないとされており、E10からE20は当該規格に適合していないものと承知している。				
一方、近い将来、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則が改正され、E10は上記揮発油規格に適合することとなる可能性があること、ガソリンにエタノールを加えたE10の性状はガソリンとは異なること等を踏まえ、消防庁では、給油取扱所でE10を取り扱う場合に講ずべき安全対策について検討するため、実証実験を実施してきたところである。				
その結果、現行の給油取扱所で講じられている安全対策に加え、下記①及び②に掲げる安全対策を講ずれば給油取扱所において防火上支障なく給油することが可能であることがわかつており、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則により「宮古島バイオエタノール実証事業」でE10を自動車用の燃料用の揮発油として消費者に販売することが可能とされる際				

には、当該事業所において下記①及び②に掲げる対策を講ずることによりE10を給油することができるよう所要の措置を講ずる予定である。

① E10と接する部分にゴム系の材料を用いた設備等は、適切に日常点検を実施すること。

(上記措置を講ずる必要がある理由)

バイオエタノールはゴム系の材料を腐食させる性質を有することから、E10を使用することによる設備の劣化の状況がガソリンよりも早く進行するため。

② 泡消火器等については、アルコール火災を有効に消火できるものとすること。

(上記措置を講ずる必要がある理由)

バイオエタノールは水溶性を有することから、発泡した泡が水で壊れないアルコール火災用の泡消火器を用いる必要があるため。

また、E20への対応については次のとおりである。

給油取扱所で危険物が流出した場合、当該施設内に設置されている油分離槽で危険物を回収し火災危険性のなくなった排水を施設外に排出している。水溶性のエタノールが10%含まれるE10が流出した場合、前述の実験で油分離槽により排出される排水からは爆発下限界を若干下回る可燃性蒸気が発生することが実証されている。一方、水溶性のエタノールを20%含むE20は、E10より水との親和性が高く、油分離槽により排出される排水から爆発下限界を上回る可燃性蒸気が発生することが想定され、油分離槽のみでは安全性が確保することはできない。そこで、流出したE20を施設外に排出させないために専用タンク等を設ける措置が必要と考えられる。

したがって、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則により「宮古島バイオエタノール実証事業」でE20を自動車用の燃料用の揮発油として消費者に販売することが可能とされる際には、当該事業所において前述のE10の給油に対して講すべき措置に加え、流出したE20を施設外に排出させないために専用タンク等を設ける対策を講じることによりE20を給油することができるよう所要の措置を講ずる予定である。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

なお、回答にあたっては、E10 及びE20 を給油することができる所要の措置を講じる時期について明示されたい。

提案主体からの意見

貴省ご回答においては、E10 及びE20 を給油することができるよう所要の措置を講じる予定であるとのことであるが、その時期について教示されたい。

なお、管理コード 110050 提案で「E10 の現行の試験研究用自動車以外の E10 対応自動車への使用を可能とするため、E10 対応の車両及び燃料の規格内容について、平成 22 年度内に結論を得るべく検討を行っているところである。」と経済産業省より回答があったところであるが、貴省ご回答にある「揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則により「宮古島バイオエタノール実証事業」でE10 を自動車用の燃料用の揮発油として消費者に販売することが可能とされる際には」とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく試験研究認定制度を活用して認定を受けた場合に限られるのか、教示されたい。併せて、E20 の場合における考え方についても教示されたい。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

F

「措置の内容」の見直し

—

前回も回答したとおり、消防庁ではE10 について給油取扱所で取り扱う場合の安全対策に係る検討を終えているところである。揮発油販売業者は経済産業省所管の揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 10 条の揮発油規格に適合しないものを自動車の燃料用の揮発油として消費者に販売してはならないとされている。再意見でご指摘のとおり、管理コード 110050 提案で経済産業省が「E10 の現行の試験研究用自動車以外の E10 対応自動車への使用を可能とするため、E10 対応の車両及び燃料の規格内容について、平成 22 年度内に結論を得るべく検討を行っているところである。」と回答していることから、当該結論を踏まえ、経済産業省が揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則を改正しE10 が揮発油規格に適合するまでに消防庁としては速やかに所要の措置を講ずる予定である。

E20については、消防庁でのE10を給油取扱所で取り扱う場合の安全対策に係る検討結果を踏まえ、E10の給油に対して講ずべき措置に加え、流出したE20を施設外に排出させないために専用タンク等を設ける対策が必要と考えられる。現在のところ経済産業省において、E20が揮発油規格に適合するよう揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則を改正するための検討は行われていないと承知しており、仮に揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく試験研究認定制度を活用し、「宮古島バイオエタノール実証事業」において自動車の燃料用の揮発油としてE20の使用が認められる場合には、消防庁はそれまでの間に速やかに所要の措置を講ずる。

なお、前回の回答にある「揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則により「宮古島バイオエタノール実証事業」でE10を自動車用の燃料用の揮発油として消費者に販売することが可能とされる際には」とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく試験研究認定制度を活用してE10の使用が認められる場合だけでなく、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則が改正され、E10が揮発油規格に適合することとなった場合も該当する。また、E20についてもE10と同様に、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく試験研究認定制度を活用してE20の使用が認められる場合だけでなく、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則が改正され、E20が揮発油規格に適合することとなった場合も該当する。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

貴省ご回答の趣旨は理解したところであるが、ご回答にある「速やかに所要の措置を講ずる」について、関係規則の改正等が行われ、これが施行されるのと時を同じくして措置が講じられ、施行されるものと解してよろしいか。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

F

「措置の内容」の再見直し

—

管理コード 110050 提案に対して経済産業省は「E10の現行の試験研究用自動車以外のE10対応自動車への使用を可能とするため、E10対応の車両及び燃料の規格内容について、平成22年度内に結論を得るべく検討を行っているところ」と回答しているが、経済産業省が当該結論を踏まえ、関係規則の改正等を行い、これが施行される時期については、現時点では判断していない。消防庁としては、経済産業省と連携を図り、前述の改正等に対応できるよう速やかに所要の措置を講じて参りたい。

04 総務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	040170	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方独立行政法人に係る公務員型から非公務員型への移行の簡素化	都道府県	大阪府
提案主体名	大阪府	提案事項管理番号	1083010

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方独立行政法人法第8条第3項
制度の現状	地方独立行政法人法第8条第1項第5号において、定款に「特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別」を規定することとされており、同条第3項において、この規定事項は変更することができないとされている。

求める措置の具体的な内容
地方独立行政法人法では、特定地方独立行政法人(公務員型)と一般地方独立行政法人(非公務員型)の法人区分変更は認められていない。 法人区分についての定款変更の規制を緩和し、公務員型から非公務員型への移行を認める。
具体的な事業の実施内容・提案理由
①現状 大阪府立病院機構は組織マネジメントの強化や地域医療へのより一層の貢献を進めるため、公務員型から非公務員型への移行を目指している。
②問題点 府立病院機構は医療観察法病棟の指定を受けるため、公務員型として設立されたが、現在は省令改正により非公務員型でも医療観察法病棟の運営が可能となっている。 しかし、地方独立行政法人法では公務員型から非公務員型への移行は認められていないため、一旦公務員型法人を解散させた上で、再度非公務員型法人として設立する方法をとらざるを得ない。この方法では診療行為の一時中断を余儀なくされ、患者へ多大な迷惑をかけることになるので、非公務員型への移行は困難となる。国の独立行政法人を非公務員化する際は個別に法律改正を行っており、解散・新設の手続きをとる必要がないが、地方独立行政法人のみ解散・新設する必要性について、合理的な根拠がある場合は、具体的に示されたい。
③解決策 公務員型から非公務員型への定款変更を認める。
④効果 非公務員化により、柔軟な給与制度の構築が可能となり、優秀な医療人材の確保ができるなど、病院機構の組織マネジメントの強化が図られるとともに、地方公務員法上の規制がなくなるため、病院機構の職員が企業や大学との共同研究に従事しやすくなり、新しい医薬品や医療機器の開発への貢献が期待できる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
地方独立行政法人の設立に当たり、労働基本権の制限を伴う特定地方独立行政法人にするか否かの判断を慎重ならしめることとするため、特定地方独立行政法人か否かの別について定款を変更することはできないこととしている。				
特定地方独立行政法人か否かの別を定款で定めることとするのは、職員の身分関係はもとより業務運営のあり方、個々の職員の処分等に関わる極めて重要な要素であることにかんがみ、設立団体が安易に判断することがなされることがないよ				

う、定款の必要的記載事項とすることにより、慎重な手続を担保するためであり、国と地方で制度が異なっているところ。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案者からの意見及び補足資料の内容を踏まえ、再度検討し回答されたい。

なお、回答にあたっては、国と地方の制度が異なる合理的な根拠を明確に示されたい。

提案主体からの意見

国の特定独立行政法人が一般独立行政法人に移行する際、個別に法律改正が行われるため、解散、新設の手続きは必要とされていない。

一方、特定地方独立行政法人が一般地方独立行政法人（以下「非公務員型法人」という。）に移行するには、一旦、法人を解散、新設するしか方法がない。その場合、診療行為の一時中断を余儀なくされ、患者へ多大な迷惑をかけることになるので、事実上、非公務員型法人への移行が出来ない状況にある。このため、大阪府としては、定款変更による非公務員型法人への移行を可能とするよう特区提案をしたものである。

定款変更による移行が可能となった場合でも、地方独立行政法人を設立する場合と同様に、地方議会の議決と総務大臣の認可が必要とされており、慎重な手続が担保されている。

しかしながら、国の独立行政法人は個別法の改正により非公務員化が可能であるにも関わらず、地方独立行政法人には定款変更を禁止し、非公務員化を認めていない。このことについて、合理的な根拠を具体的に示されたい。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

F

「措置の内容」の見直し

I

特定地方独立行政法人にするか否かの判断を慎重ならしめることとしているという地方独立行政法人法第8条第3項の趣旨に加え、大阪府立病院機構を非公務員化する理由として掲げられた指定医療機関に係る省令改正について、医療觀察法第16条の規定との関係につき厚生労働省と平成23年度中に協議を終え、その結果を踏まえ対応する。

なお、国と地方の制度が異なる理由は、第1次回答のとおりである。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

府立病院機構においては、府域の医療水準のさらなる向上に向け、非公務員型法人への早期移行をめざしており、目標年次を平成24年度当初と設定している。今回示されたスケジュールでは、府立病院機構の非公務員化が大幅に遅れ、診療機能、患者サービス向上への取り組みが遅れる恐れもあることから、貴省におかれではスケジュールを前倒しされるよう、再度検討されたい。

なお、医療觀察法に基づく指定医療機関等に関する省令改正については、すでに他府県における適用事例もあり、厚生労働省からは本件にも適用できる旨の回答も得ている。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

F

「措置の内容」の再見直し

I

特定地方独立行政法人にするか否かの判断を慎重ならしめることとしているという地方独立行政法人法第8条第3項の趣旨に加え、大阪府立病院機構を非公務員化する理由として掲げられた指定医療機関に係る省令改正について、医療觀察法第16条の規定との関係につき厚生労働省と平成23年度中に速やかに協議を終え、その結果を踏まえ対応する。